２生福第４７８号

令和２年４月２１日

各障害福祉サービス事業者　様

福島県保健福祉部長

（公印省略）

緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所の対応について（通知）

本県の障害福祉行政の推進につきましては、平素から御協力をいただき感謝申し上げます。

このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）に基づく「緊急事態宣言」が全都道府県に対して発せられ、昨日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において施設の使用制限の協力要請等が決定いたしました。

これを受けて、本県の障害福祉サービス事業所におきましては、下記のとおり対応くださいますようお願いします。

記

１　サービスの継続について

障害福祉サービスは、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、支援を続けていく必要があることから、適切な感染拡大防止対策を講じた上で、事業の継続をお願いします。

○施設・訪問サービス等　　継続（特措法の対象外）

○通所・短期入所サービス　継続（今般の特措法の対象）

２　適切な感染拡大防止対策

　　障害福祉サービス事業者につきましては、これまで発出された福島県保健福祉部長通知や国の事務連絡をもとに、感染拡大防止等の更なる徹底についてお願いします。

（１）福島県保健福祉部長通知の再確認（主要通知）

　　①２生福第４２７号「障害福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の更なる徹底について」（令和２年４月１７日）

・新型コロナウイルス対応状況確認票（入所系・通所系・訪問系）

　　②２生福第１１９号「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の更なる徹底について」（令和２年４月３日）

・入所系施設における感染拡大防止のための留意点

③元生福第６２１９号「障害福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染拡大防止のための留意点について」（令和２年２月２７日）

・感染拡大防止対策に関する国の通知等の再確認

（２）これまで国から発出された感染拡大防止等に関する厚労省事務連絡の再確認

３　御留意いただく事項

今後、新型コロナウイルス感染症がさらに感染拡大した場合等においては、公衆衛生対策の観点から、通所又は短期入所サービスを提供する施設に対し、期間を定めて使用制限を要請する場合があります。

　　また、今後の状況により、事業の縮小や休業せざるを得ない場合には、代替サービスの検討を行うなど市町村や指定特定相談支援事業所等と連携し、必要なサービスの確保に努めていただきますようお願いします。

（事務担当　障がい福祉課　主幹兼副課長　渡辺　電話024-521-7314）